原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)

傍線の部分は改正部分)

改正案	現
(一般疾病医療費の支給)	(一般疾病医療費の支給)
第十八条 厚生労働大臣は、被爆者が、負傷又は疾病(第	第十八条 厚生労働大臣は、被爆者が、負傷又は疾病(第
十条第一項に規定する医療の給付を受けることができる	十条第一項に規定する医療の給付を受けることができる
負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生労働大	負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生労働大
臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。)につき、都	臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。)につき、都
道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関	道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関
(以下「被爆者一般疾病医療機関」という。)から第十	(以下「被爆者一般疾病医療機関」という。)から第十
条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむ	条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむ
を得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者か	を得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者か
らこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医	らこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医
療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支	療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支
給することができる。ただし、その者が、当該負傷若し	給することができる。ただし、その者が、当該負傷若し
くは疾病につき、健康保険法(大正十一年法律七十号)	くは疾病につき、健康保険法 (大正十一年法律七十号)
、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康	、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康
保険法、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百	保険法、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百
二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合	二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合

支 つ 物 の 定 لح 各 医 て L لح 規 ポ 昭 害 労 八 険 七 を が き Ĭ 給 < 和二十二年 補 働 各 年 含 しし 給 に 法 行 + 規 療 定 で <u>|</u>法 法 付 は に 号) ಕ್ಕ す ょ は 償 基 て 定 に に わ ツ ㅎ 準 る لح 地 振 保 に る 関 ょ 行 ょ れ という。 も U 当 方 た 険 法 第 わ ょ る す た 1) 興 公共団 とき、 ٢ 百 若 の て 部 該 法 介 れ 1) 療 る 医 セ لح き しくは た 法 昭 行 玉 給 護 五十二号) (以下こ 負 療 養 療 ン ター 保険法 担 は 律 昭和二十二年法 和二十二年 実 又 養 付 わ の に)、老人保 又 は 費 体 関 第百号) は 金 れ の 給 の 当 の 法 徴 地 給 付 額 地 た に す ح を受 負 当 る 相 方 収 付 を 該 平 平 方 当 該 ㅎ 控 担 給 公 に 医 公 の i 若しくは する 関 け 付 成 額 共 除 療 に 医 法 成 務 す ع 健 寸 L に ょ 療 を + 律 九 員 する。 受け、 る当 又 は が法 · 第 四 等共 当 額 る医 兀 律第 法 た 年 体 要 該 ع Ū 年 の の 額 法 Ļ 該 令 + 昭 条 た 法 五十号) 医 受 独 律 済 負 療 若し 律第 九号) 社 け そ 費 に の 立 第百二十三号 和 療 担 に 組 ること 会保 関 規 行 当 合法 の に に の 用 五十七 お する 定に < 関 該 限 政 ょ 者 61 の は 険 が 法 度 す る 医 額 て 労 働 給 より 年 る 各 が 社 か 人 船 _ 昭 受けるこ に 医 療 ら当 法 で 会 付 号) 日 法 社 給 が 和 お 員 療 保険 ع ل 者災 き 会 付 法 玉 本 法 律 Ξ L١ の の \mp 該 若 の 現 令 規 た ス 第 保 て に

と き 公共 ح 労 八 十 険 て 1) 部 療 医 昭 害 七 **ത** れ 該 る セ を き、 とす 給 ン 補 働 各 含 た 行 負 療 養 療 和二十二年 年 玉 · 号)、 実 は ター 償 法 ئ 又 担 養 4 基 法」という。 わ の 付 に 又は当 準法 保 費 は 金 の 給 体 関 律 れ の 第 す 険 付 当 徴 法 に 給 額 の た 地 百 لح 相 付 を 受 負 る 法 介 護 若 収 を 該 (昭 方 ð 当 控 担 該 給 昭 に 法 五十二号)(U 公 医 の 額 は す 関 け 律 昭 保 < 共 付 和 和二十二年 除 療 に 医 よる 険法 とする。 る する当該社会保険 第百号) 和二十二年 は 4 に 療 を 六十年法 受け、 又は が 法 当 額 体 た 要 地 老人保 額 該 L 医 の ۲ 方 Ų 受け 平 令 た 医 公 負 療 若 担 そ 費 律 以 務 に 若 の 法 成 療 ること 当 関 しく 下こ 規 U 第 の に の 用 法 律 九 健 員 に 定 < 九 第 等 限 関 該 者 す 律 年 法 ょ の る給 は は が 第五十号) 四 の 共 度 す る 医 額 に 十二号)の 法 $\overline{}$ 受け 昭 る が より $\overline{+}$ 各 社 条 に 医 日 済 療 か 律 付 本 体 九 5 第 和 給 法 で お 療 が 会 に 組 号)、 国若 き 当 として行 ることが 百二十三号 五十 L١ 付 法 保 お 合 の の 令 規 育 た 7 に 現 険 該 L١ 法 支 規定に とき 七年 て「 つ の L 物 定 各 医 給給 < 学 労 規 法 昭 L١ 給 に 療 船 働 す は わ は で 法 社 和 て 付 定 ょ に に 校 員 る ح 会 に 地 ょ 者 行 る ょ 関 れ き 法 律 健 当 わ ょ る た 方 た 1) す 康

2~5 (略)

2 {

略

_
$\overline{}$
傍線
絘
の
部
分
は
改
正
部
分
\smile

成 十 活 動 兀 が 独 年 法 立 律 行 第 政 法 人 日 本スポ 以下「 Ì ツ 振 センター 興 セン ター 法 ح 法 ١J 平 う

を 除 **** 第十五条第 次号 Ē お 項 ١J て同じ。 第二号及び第四号に該当す る事 業

兀 略

2 する 文部 に するスポ て も の ス ポー 要する資 は の 競 センター 資 i科学省· 技 金 以下この 会 ツ セ ン を 寸 の支給に充てることができる。 ター Ιţ ツ 体 金 開 令で定め 振興 の が 催 支給 スポ は、 項 我が す 基 る に に 国 金 セ お るところにより、 ı 事 充て ンター · 業 で の 運 ١J で国 ツ てっ 振 て 用利益 あっ 際的 興投票に係 は 特定事 法 て文部 にな規語 ならな 第二十 金をもって、 · 業 模 i科学省· におい る収益 七条 しし 地 この とい 方公共団 第 場 一をもって、 令で定 う。 てスポー 合 特 項 定 に 体 に に要 又は 事 規 お め 業 ツ る 定 ١١ 2

3 略

4 文部 振 二号から第四号まで 興 及 び センター i科学省 基 金 セ に ンター 組 令で は、 み 定め 法 入れ スポ 第二十七条第 に規 ること るとこ ı ツ 振 定する事 がで ろに 興 投票に係 きる。 ょ — 項 ij 業に要する経 に その 規定するスポ る収益 行う をもっ 費 第 に て、 充 項 ツ 第 て

5 4 体 セ 又は ン ター 地 は 方公共 第一 団 体 項又は第二 0 出 資若しく 項の規定に は 拠 出 より に 係 地 る ス 方 公共 ポ

5

条第 除 律 活 **** 第九十二号。 動 が 日 項第一号 次 号に 本体 お 育 しし の二及び第一号 以 て同 下 学 校 健 セ ンター 康 セ ン ター 法 の 四 に ح 法 該当する事 61 う。 昭 和 六 + 第 業 年 法

兀 略)

τ スポー 文部 規定するスポ する資金の支給に充てることができる。 も 事 の の つ 業に ιţ 競 セ 技 科学省令で定めるところに ンター 要 以下この ツ 団 センター 会 す を る資 は、 体 開 Ì が 催 金 ツ は、 項 我 スポー す 振興基 の に る が国で国 支給 おい 事 セ ンター · 業 で ツ に 振 金 てっ あっ 充 際 興投票 の 特定事 て 運 的 法 て 用利益 て文部 な規 第 ょ は 三十 ıΣ に 業 なら 係 模 に る収 金 五 科 地 な を 条 こ という。 学省令で お 方 もっ しし ١J 益をもっ の場合 公共団 の てス 第 て、 定 ポ に 体 に て、 特 お ı 項 め 又 は 定 L١ 要 る ツ に

3 略

4 二号から第四号 ı 文部 丑 体 ツ 及びセンター セ センター i科学省 又は 振 ン クー 興 基 地 「 令 で は、 方 は 金 公共 に 法 ま 定 スポー 第 組 でに 4 み 第三十五条 めるとこ 項又は 入れ 体 規定する事 ツ の 振 出 ることが 第二項 3 興 資若し の二第 投 に 票 ょ くは で 業 ıΣ́ の に き に 規定に 係 項 る 拠 要 そ 出 に す 収 の る経 より 規 益 行 に 定す う第 係 を る 費 もっ 地 ス る 方 に ポ て、 項 公 ス 充 共 第 7

	一部を国庫に納付しなければならない。
るところにより、	定めるところにより、スポーツ振興投票に係る収益金の
第二十二条 センターは、	第二十二条 センターは、センター法第二十二条第一項で
(国庫納付金)	(国庫納付金)
するものとする。	うにするものとする。
に規定する収益の三分の一に相当する金額となるように	項に規定する収益の三分の一に相当する金額となるよ
その支給に充てる金額の総額がセンター法第三十条の	その支給に充てる金額の総額がセンター法第二十二条第
ツ団体に対する資金の支給の業務を行うに当たっては、	ツ団体に対する資金の支給の業務を行うに当たっては、

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)

別表第一 日本中央競馬会 日本船舶振興会 (第二条関係) 名 改 称 正 二号) + Ŧ 日本中央競馬会法(昭 和二十六年法律第二百四十 九年法律第二百五号) ター 根 ボ | 案 拠 1 競走法 法 和二 昭 別表第一(第二条関係 日本中央競馬会 日本体育・学校健康センタ 日本船舶振興 名 会 現 称 日 二号) 十九年法律第二百五号) 日 ŧ 和二十六年法律 本体 本中央競馬会法 法 ター 昭和六十年法律第九 育 根 ボ ー 行 学校健 拠 **|** 競走法 第二百四十 法 康 (昭和二 センタ 昭

傍線の部分は改正部分)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第

別表(第二条関係)
名 称 根 拠 法 名 称
日本船舶振興会 コーターボート競走法(昭日本船舶振興会
日本中央競馬会 日本中央競馬会法(昭和二 日本体育・学校健康センタ
日本中央競馬会

(傍線の部分は改正部分)

号)